

2 福祉、保育、介護

(1) 介護分野

生活困窮者への介護保険サービスの適切な提供

生計困難者向けの簡易住宅や無料低額宿泊所等に居住又は滞在する者のうち、要介護認定を受けた高齢の生活困窮者が、適切に介護保険制度における居宅サービスを受けられるべきであることから、現在、地方公共団体で個別具体的に判断されていることによる運用のばらつきを是正するため、地方公共団体や施設、居住者及び滞在者の協力を得ながら、実態把握のための調査を実施する。【平成 20 年度措置】

(福祉ア a)

また、その調査結果を踏まえ、居住・滞在日数の長さ、居住の実態の有無、住民票等を判断材料とするなど何らかの判断基準やガイドラインを示す必要性について検討し、結論を得て、必要な措置を講ずる。【平成 21 年度検討・結論・措置】(福祉ア b)

介護人材の養成と確保に係る対策の見直し

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の改正により、介護福祉士資格取得のための実務経験ルートに新たに創設された 6 か月の養成課程（600 時間程度）との整合性を図る観点から、介護職員基礎研修の講義内容や時間数（計 500 時間）の妥当性と効果につき検証して、必要な措置を講ずる。【平成 20 年度結論、平成 21 年度措置】(福祉ア)

(2) 保育分野

抜本的な保育制度改革

ア 直接契約方式の導入

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、平成 10 年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、利用者と施設間の直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴

重な受け皿として機能しているのみならず、都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

規制改革会議では、直接契約方式を導入することにより、利用者は、居住地に縛られずに、最寄り駅、保護者の職場、児童の祖父母の家等に近い施設を自由に選択して預けることや、必要なサービスを提供している所を選択することが可能になると指摘している。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合など、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかという懸念もあることから、セーフティネットとして保育所において障害児や特に保育サービスが必要な者、低所得者などの社会的弱者を排除しないような受入れ体制の整備・強化のための仕組みについても検討する。

したがって、保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**(福祉イ)

イ 直接補助方式の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助を行っている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に入所できた場合と、認可保育所に入所できず、やむなく認可外のサービスを利用する場合や、保護者が就労継続そのものを断念せざるを得ない場合の間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において非常に大きな格差が生じることがある。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外保育施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

規制改革会議では、利用者へ直接補助する方式を採り入れれば、利用者間の公

平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が格段に広がり、加えて、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できると指摘している。また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行うことを前提に、サービス内容と利用者が支払う負担が見合ったものとする必要がある。利用者が施設と契約を結び、サービス内容に見合った利用料を支払う仕組みの中で、多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものとする。

さらに、現在、保育所の保育料は月額単位となっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯による利用や在宅保育世帯による一時保育の利用も増えると予想されることから、保育料を利用量に応じた形に見直す必要もある。

したがって、投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じた補助方式を導入することにつき、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、措置を講ずる。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行う。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行う。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**
(福祉イ)

ウ 「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育事業によるサービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、具体的には児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）で定める基準に従い、各地方公共団体の条例で定めることとなっているが、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、児童福祉法施行令で定める基準については長年見直しがなされていない。そのため、保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合い

が必ずしも一致していない場合がある。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所しにくいという指摘もある。

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所等において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得る。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、新たな補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**(福祉イ aイ)

保育所に係る制度改革と運用改善

ア イコールフットィングによる株式会社等の参入促進

待機児童の多い地域等においては、保育サービス供給量を劇的に増やす必要がある中、保育所運営にも多様な民間事業者の参入を促すためには、様々な阻害要因を早急に取り除かなければならない。したがって、以下の具体策について、新たな制度設計の詳細に係る検討を行い、結論を得、措置を講ずる。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて。

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について。

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の用途範囲の在り方について。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】**(福祉イ a)

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図る。**【平成21年度措置】**(福祉イ b)

イ 地域の実情に応じた施設の設置の促進

私立保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進める必要がある。

したがって、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**(福祉イ)

ウ 保育所における給食の外部搬入方式の容認

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号 920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。

【平成 20 年度検討、できる限り早期に結論】(福祉イ a)

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食の在り方全般について検討を行う。**【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】**(福祉イ b)

エ 入所選考等に係る情報開示の徹底

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図る。**【平成 21 年度措置】**
(福祉イ b)

その他の保育・子育て支援サービスの拡充

ア 認定こども園制度の見直し

(ア) 運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において平成 20 年 7 月末に取りまとめた普及促進策に基づき、早期に運

用の改善を行う。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助する。**【平成 20 年度より逐次実施】**(福祉イ c)

(イ) 認定こども園の制度改革

平成 20 年 10 月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20 年度中に結論を得る。**【平成 20 年度結論】**(福祉イ)

イ 家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組

(ア) 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正法が第 170 回臨時国会において成立したところであり、今後省令で定める家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図る。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とする。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」としているが、例えば、フランスでは実子も含めて 3 人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含める。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**(福祉イ a)

(イ) 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮する。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**(福祉イ b)

(ウ) 対象児童の拡大

本来、少人数かつ家庭的な環境で保育が行われる保育ママは、保育所におけ

る集団保育とは異なり、個別で柔軟な保育が可能であることなどから積極的に保育ママを希望する保護者・家庭もある。

そのため、国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「抜本的な保育制度改革 ウ 「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】(福祉イ c)

(エ)「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直す。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**(福祉イ d)

ウ 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討する。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**(福祉イ)

エ 認可外保育施設の質の維持・向上

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図る。**【平成 21 年度措置】**(福祉イ)

オ 「放課後子どもプラン」の見直し等

(ア)「放課後子どもプラン」の推進と見直し

実施場所の確保については、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に加え、文部科学省の初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長の4者連名による通知「『放課後子どもプラン』の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」(平成 19 年 3 月 14 日付、18 文科生第 532

号・雇児発 03140004 号通知)を発出するなど、余裕教室を始めとする学校諸施設の利用促進に当たり、教育委員会と福祉部局との緊密な連携や小中学校との連携・協力を求めている。しかしながら、現場判断に委ねられる「学校教育に支障が生じない限り」という条件が曖昧であるため、余裕教室の利用やプランの実施がなかなか進まないという実態がある。

そのため、関係者の意識改革や、地方公共団体における関係者間の連携に資するよう、関係各所の協力を得ながら、学校諸施設について、更なる利用の拡大が可能かどうか調査するなど、実施場所の確保のための有効策を早急を実施する。**【平成 21 年度措置】**(福祉イ b)

プランについては、引き続き 2 つの事業の連携を深め、1 つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。**【速やかに検討開始、平成 21 年 4 月措置】**(福祉イ a)

併せて、プランにおける実施箇所数の目標達成だけでなく、子どもや保護者、地域にとっての質の充実など複合的な効果について検証する仕組みを研究する。**【速やかに検討開始、平成 21 年度措置】**(福祉イ c)

(イ) 放課後児童クラブの体制整備

放課後児童クラブについて、顕在化している待機児童問題を解消し、大規模クラブの環境を改善するため、クラブの設置・分割を迅速かつ効率的に進めなければならない。厚生労働省では、平成 21 年度予算の概算要求で、大規模クラブの解消のための改修費の増など所要の要求を行っているが、それだけでは十分とは言えない。したがって、児童の放課後の安全対策や家庭的かつ豊かな時間の確保の観点から、クラブ数の増加に向け、小学校の余裕教室、児童館、幼稚園等、既存施設の有効活用を一層促進し、クラブ分割を行い、大規模クラブの解消を速やかに行う。**【平成 21 年度措置】**(福祉イ c)

また、新待機児童ゼロ作戦では、10 年後にクラブの登録児童数を 145 万人増加させるとの目標を掲げているが、実際のクラブ運営には、実施場所等の物理的資源や指導員等の人的資源の確保が欠かせない。そのため、新ゼロ作戦の実現に向け、量の拡大とともに質の向上を図る観点から、場所と人材の確保も含めた具体的な対応策について検討を行い、早急に結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 21 年度以降、結論・措置】**(福祉イ d)